

◎新潟県告示第21号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定に基づき新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計に係る公金の出納事務の一部を取り扱う出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲（昭和58年4月新潟県告示第1228号）の全部を次のように改正し、令和3年1月1日から実施した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗

名称	位置
第四北越銀行県庁支店	新潟市